

- ④ 資産計上したものについては、資産計上の妥当性を検討した。
- (2) その他実施した監査手続
  - ① 直近3年間の財務諸表を中心に検討分析を実施した。
  - ② 委託契約書において、下水道公社が記録を作成し保存しなければならぬとしているものについて下水道公社の記録の状況を調査した。
  - ③ 奈良県からの借用物品の管理状況を調査した。

3. 監査の結果  
 監査の結果、次の問題があり改善が必要である。

(1) 会計処理上の問題事項

- ① 棚卸資産の資産計上について  
 棚卸資産については、購入時に費用処理を行っており、公社の貸借対照表には計上されていない。また、金額ベースでの在庫の受払管理がなされていない。  
 各浄化センターにおける平成14年3月末時点での推定量は以下のとおりである。

棚卸資産の内容	浄化センター	第二浄化センター	宇陀川浄化センター	吉野川浄化センター
A重油	73,300 ㎏	18,100 ㎏	2,140 ㎏	7,000 ㎏
灯油	38,200 ㎏	—	—	—
苛性ソーダ	9,625 ㎏	—	—	—
アンモニア	1,960 ㎏	—	—	—
次亜塩素酸ソーダ	残量はあったが計測していない	—	—	—
高分子凝集剤	残量はあったが計測していない	1,642 kg	2,157 kg	300 kg
脱水機濾布	7台分	2台分	1台分	—
消臭剤	3,030kg	5,304 kg	783 kg	—
余剰汚泥減量剤	—	1,000 kg	—	—
ボリ硫酸第二鉄	—	—	—	6,500 kg

前述の推定量に基づく平成14年3月末の棚卸資産金額を、最終仕入単価で計算した結果は次のとおりである。

(単位:千円)

合計額	浄化センター	第二浄化センター	宇陀川浄化センター	吉野川浄化センター
35,722	16,230	9,528	3,669	6,295

公益法人会計基準によれば、「貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を表示するものでなければならない。」とされている。したがって、貸借対照表において、期末実地棚卸に基づく棚卸資産の計上が必要である。

② パソコンとソフトウェアの減価償却計算の耐用年数

下水道公社では固定資産の減価償却計算の耐用年数の適用に当たっては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を参考にしており、パソコンを耐用年数6年としている。しかし、当該省令は平成12年度に改正され、現在は4年に変更されているが、償却費の計算上は省令の改正が反映されず減価償却費の計算に誤りが生じている。

また、ソフトウェアについてはパソコン本体と同様に耐用年数を6年としているが、正しくは5年であり、減価償却費の計算に誤りが生じている。  
 したがって、平成13年度に購入したパソコン及びソフトウェアについて影響額を算定すると、減価償却費が3,640千円過少に計上され、同額だけ固定資産が過大に計上されている。平成14年度からは正しい耐用年数により減価償却費を計算する必要がある。

③ 退職給与引当金について

貸借対照表において、平成9年度(平成10年3月期)から退職給与引当金の残高が434千円で、平成14年3月末現在も同額である。

「奈良県下水道公社役員報酬等支給規程(平成13年12月25日施行)」により計算すると、退職慰労金所要額は100千円と計算される。したがって、貸借対照表において、平成14年3月末現在退職給与引当金は334千円過大に計上されている。引当金の残高は、毎期見直し適正に計上することが必要である。また、勘定科目は、退職給与引当金ではなく、役員退職慰労引当金とすることが必要である。

(2) 物品の管理について

① 現物管理

下水道公社が下水道課から借用している物品について、下水道課が物品台帳に基づく残高管理を行うこととなっているが、残高の把握・管理が十分でない状況にある。

借用物品については、平成5年4月1日付けで奈良県と下水道公社との間で「物品使用貸借契約」を締結している。同契約第6条において、「下水道公社は使用物品が損傷し、または滅失したときは、直ちにその旨を奈良県に報告しなければならぬ。」また、同第7条では「使用物品の変更があった場合には、奈良県、下水道公社合意のうえ、第1条に規定する別紙に当該変更に係る別紙を追加するものとする。」と規定している。

滅失したものについては、契約第6条に定められているように下水道公社から県に報告すべきであるが、当該報告が適切に行なわれていない。また、同第7条の使用物品の変更があった場合の添付別紙の追加も行われていない。

今回、借用物品について、県の物品台帳写しに基づき下水道公社が現品の有無を調査したところ、現品のないもので、県への報告を行っていない物品が散見された。

借用物品のうち現品のないものは次のとおりである。

(取得価格 200 千円以上のもの。500 千円以上について名称、取得価格を記載)

(単位：円)

保管場所	物品台帳の名称	取得価格
浄化センター	電磁誘導型流速計	800,000
	重金属廃液処理装置	1,727,000
	200 千円～500 千円のもの	11 件
第二浄化センター	200 千円～500 千円のもの	8 件
宇陀川浄化センター	純水製造器	699,200
	複写機	582,100
	オートクレーブ	549,100
	電気ソフトル炬	737,200
	ジェルベンダ (21 台)	966,375
	200 千円～500 千円のもの	4 件
吉野川浄化センター	200 千円～500 千円のもの	1 件

これら物品については、平成4年度以前のものであるため、老朽化等によりすでに廃棄処分したものと推察されるが、現品のないものについては、速やかに県に報告するとともに、物品台帳を整理する必要がある。

なお、上表記載の現品のない借用物品について、下水道公社は平成15年1月8日付けで県に報告を行っている。

② 台帳管理

下水道公社へ貸与された物品に関する下水道課における物品台帳の記載が適切でない状況があった。例えば、処分については、払出の数量記述があるものの、払出日の記入がされていない。下水道公社での借用物品の現物照合の結果を受け、下水道課における下水道公社貸付物品についての物品台帳の記入を完全に行う必要がある。

第4 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

I 公有財産の管理について

1. 建物台帳の記載

(1) 工事番号の記載

建物台帳上には工事番号を記載しているものと記載していないものがあるため、記載していないものは現物との繋がりが把握しにくい。台帳管理担当者が変更となったときに、新担当者が把握しやすいように建物台帳にも工事番号を記載することが望ましい。

(2) 台帳の削除記入

浄化センターの排気塔(昭和49年取得、6.67㎡)について、現在、建物台帳上に二重線により削除しているが削除理由と削除者名を記入していないため、どのような事情によってか、また誰による削除記入なのか現在不明となっている。公有財産の廃棄処理については異動報告書が提出され、異動報告書にその旨の記入が行われているが、管理台帳にもその理由と担当者名を記入しておき、後日、第三者にも内容がわかるように台帳記載を行うことが望ましい。

(3) 建物台帳と登記簿との整合性

登記済みの建物である浄化センターの管理棟とその附属建物の曝気槽棟、汚泥処理機械棟、汚泥焼却炉棟、汚泥処理棟について、その登記簿謄本を閲覧したところ、登記簿上は延面積 6,270.18㎡であるのに対し、建物台帳上の延面積は 6,074.40㎡であり両者の記載面積に差異があった。なお、その差異原因は、登記簿上の面積は不動産登記法に基づく面積であり、一方、建物台帳上の面積は建築基準法に基づく建築確認面積であるため、両者が不一致であることに制度上の問題は無い。

しかしながら、管理上、両者に差異があることを明確にするために、建物台帳上に登記簿上の面積を明記しておくことが望ましい。

2. 借地の台帳整備

借地の内容について質問したところ、大和川第一処理区南奈良幹線ポンプ場敷地の1件だけであり、これは奈良市からの借地である、とのことである。借地台帳の整備規程がないため台帳の作成は行われていないが、管理のために借地台帳を作成することが望ましい。

II 市町村建設費負担金について

1. 建設費負担金の算定基準

建設費負担金は、毎年度、当初の事業執行予定に基づき市町村建設費負担金を積算し、市町村ごとに意見聴取を行い、6月県議会の議決により決定される。さらに、年度末に事業執行確定額による市町村建設費負担金の再協議を行い、各市町村より了承を得たあと、年1回(出納整理期間中)、建設費負担金の請求が行われている。これらの事務手続きは下水道法第31条の2第2項(注)の通り行われている。

また、建設費負担金の負担率は、「下水道法の一部を改正する法律の施行について(昭和46年11月10日建設省都市局長通達)」により、「建設費用から国庫補助額を除いた額の2分の1以下の額とする」とあるため、奈良県では、流域下水道事業における国庫補助、県負担、市町村負担の割合は、次のように定めている。

	国庫補助	県負担	市町村負担
管渠等	1/2	1/4	1/4
処理施設	2/3	1/6	1/6
処理用地	1/2	1/4	1/4

上表によって、県では各処理区毎に処理区内の市町村に対し、負担を求めている。なお、宇陀川処理区においては、処理水を放流する宇陀川下流に奈良盆地の水道水源となっている室生ダムが存在することから、生活廃水等の雑配水を下水道で処理し水道水源の良好な水質維持することが大きな目的となっていることから、県の政策により市町村が負担する建設費負担金の割合が、他の処理区より低く設定されている。

宇陀川処理区の負担割合についても、前述のとおり、毎年市町村の意見を聴取し、県議会の議決を得て決定しているが、事業開始当初から同じ割合である。今

後は宇陀川処理区の下水道の普及状況、流域下水道事業の進捗状況等を勘案し、  
妥当な負担割合となっているか否かの点検・検討が必要でないかと思われる。

(注) 下水道法第31条の2第2項の抜粋：市町村が負担すべき金額は、当該市町村  
の意見を聞いたうえ、都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

2. 建設費負担金の入金時期

建設費負担金は、年度末(3月)に各市町村別の負担額が算定された後、請求  
が行われ入金されている。平成13年度の入金状況を確認したところ、出納整理期  
間中ではあるが、納期限より遅れて入金されている市町村が散見された。

下水道課では、遅延期間が短い(2週間以内の遅延)ことでもあり、特に督促  
状の送付を行っていないかった。今後は、遅延の理由を確認し、原則どおり納期限  
内に納付するよう指導することが望まれる。また市町村において年一括納付では  
資金計画が立てにくいようであれば、年度中の分割納付も検討することが望まれ  
る。

III 市町村維持管理費負担金について

1. 概要

(1) 維持管理費負担金の概要

下水道法第31条の2第1項では、「流域下水道により利益を受ける市町村に対  
し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理  
に要する費用の全部または一部を負担させることができる。」と規定しており、こ  
のうち修繕、維持その他管理に要する費用について、市町村から維持管理費負担  
金として徴収できることになっている。

奈良県の場合、流域下水道を利用している10市16町1村の計27市町村が維持  
管理費負担金を負担している。各市町村の負担額は、原則として今後4年間の財  
政計画を基本として決定した単価に各市町村から年4回報告を受ける有収汚水量  
等に乗じて決定している。

なお、単価の見直しは、原則4年毎に実施しているが、平成12年度の見直し時  
には単価を据え置いた上で、2年間延長した形になっている。

(2) 維持管理費負担金単価の決定方法

負担金の単価算定基準等については特に規定されていないが、昭和46年11月  
10日付で、建設省(現国土交通省)の都市局長名で「・・・その維持管理に要す  
る費用については、当該費用のうち関連公共下水道管理者が使用料として利用者  
に負担させるべき額、使用料の徴収状況等を勘案して定めることとされた。」と  
の通知が出されている。

本来、下水道事業運営は、一般会計から独立し単独で運営することが原則であ  
るが、奈良県では、市町村の下水道経営に大きな影響を与えないため、維持管理  
に要する費用の一部について一般会計から流域下水道事業費特別会計へ繰り入れ  
ている。

具体的には、維持管理費負担金単価は、①下水道公社で行う維持管理に要する  
経費の将来見込み、②下水道公社に支払う補助金の将来見込み、③下水道課で執  
行する維持管理費の将来見込み、④必要経費としての総務費人件費の将来見込み、  
⑤県債の償還年度における元利償還額の将来見込み等の費用見込額並びに有収汚  
水量見込量を基に算定し、関連市町村の意見を聞いたうえで、県議会の議決を得  
て決定されている。

(3) 維持管理費負担金の実際の徴収について

市町村から徴収する維持管理費負担金は以上のように決定した単価に、実際の  
有収汚水量を乗じることにより算定される。

したがって、有収汚水量が当初見込みより増減した場合には、徴収する維持管  
理費負担金も当初の見込額に比べ増減することになる。

2. 意見

(1) 課題

維持管理費負担金については検討すべき課題として次の事項が挙げられる。

① 予定した費用の未発生、経費の節減、県債に係る利率の変動、有収汚水量  
の変動等により実際の収支は単価設定当時の収支見込に比べ差異が生じて  
いる。

② 流域下水道の維持管理は、維持管理費負担金を主な財源とし、収支の不足  
分が予定額より多い場合も少ない場合も一般会計からの繰入額を増減させ  
ることによって調整され、運営されている。このため、経費節減等による  
費用減少や有収汚水量の増加による収支改善部分は、後年の不測の事態に

対応するための財源として確保されていない。

③ 維持管理費負担金単価の決定に当たって、下水道法に基づく各市町村への説明及び意見照会、県議会への説明・議決等の法定手続きは踏んでいるが、県民への情報提供が十分にされていない。

(2) 意見

①について

単価決定時において、将来の必要経費の発生額を見積ることは困難な面もあると思われるが、前掲1.(2)に記載したように、単価の決定要素は5つの費用分類項目及び有収汚水量からなっているので、実績においても同様の要素に区分し、見込と実績との詳細な差異分析を行い差異原因を把握することによって、次回の単価改定時により精確な単価算定に資することができると考える。あわせて、単価改定サイクルは4年を原則としているが、適時に単価の見直しを検討することが望まれる。

②について

当初見込まれていた費用で実際は発生しなかったことによる費用減少及び節減努力により発生額が少なかったことによる費用減少並びに有収汚水量の増加等による収支改善部分は、将来の機器修繕等による財源不足を補うために積み立てしておくことが望ましい。しかし、現行単年度会計の中では、財源を積み立てたとしても突発的に発生した経費に柔軟に対応することが困難であり、その役目を果たさないとと思われる。積み立てた財源を活用できる会計処理の手法の検討が望まれる。

③について

維持管理費負担金について、市町村への意見聴取及び県民の代表である県議会の議決を得るという法的な通常の手続きに加え、決定された負担金の最終負担者である県民にも、今後さらなる情報提供を行い、下水道整備への理解と協力を求めることが望ましい。

IV 下水汚泥セメント資源化施設について

1. 概要

現在、第二浄化センターでは、下水汚泥は搬出・埋め立てにより処理している。地元との約束から、当センター内では汚泥の焼却は認められないこととされている。このような状況の中で、将来の環境面も配慮して下水汚泥をセメントの原料料として製造する計画「下水汚泥セメント資源化事業」を進めている。当該計画を進めることになった経緯等は次のとおりである。

- ・ 下水汚泥を埋め立てる奈良県内の産業廃棄物処分場の収容能力に限界があり、少しでも収容可能年数を延長するための策が必要であること。
- ・ そのため、第二浄化センターで発生する汚泥について、減量化、あるいは他の処理方法や再利用方法を考えないといけないこと。
- ・ 減量化のために、第二浄化センター内で汚泥の発生量の削減努力、脱水処理により含水率を下げるなどを行っているが大幅な汚泥発生量の削減にはつながらないこと。

- ・ 他の処理方法として、浄化センターの焼却炉で第二浄化センターの汚泥も焼却するという方法があるが、運搬する際には騒音や悪臭等の発生の可能性もあることから、浄化センターの近隣住民との取り決めで地域の焼却はしないことになっていること。
- ・ 再利用の方法としてはいくつかの方法があるが、奈良県の事情を勘案すると汚泥をセメント原料として再利用することが最も有効な方法であると考えられていること。
- ・ 汚泥のセメント資源化により当面の処理費用は増加すると見込まれるが、将来的には従来の方法による処理費用と比較して安くなると考えられていること。

この下水汚泥セメント資源化事業は、第二浄化センターの汚水処理過程で出来る汚泥を原料として、セメント資源化設備によりカンヅン(粉粒体)を製造し、セメント生産のための原料の一部として使用するために、セメント会社に搬送・販売するというものである。

当該施設の工事は、平成7年度に着工し、平成10年度に完成しており、投資額は約50億円である。平成11年度以降、年度の途中から稼働開始が可能となると見て毎年予算措置を行ってきたが稼働に至っていない。稼働の条件が整い平成15年2月下旬には稼働する予定である。